

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年11月21日
事業者の氏名又は名称	阿波交通株式会社(法人番号2480001000073)(代表者 玉置潔)
事業者の所在地	徳島県徳島市出来島本町4丁目7番地
営業所の名称	徳島営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市出来島本町4丁目7-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和5年10月19日、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)</p> <p>(2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(運輸規則第38条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年11月27日
事業者の氏名又は名称	野村ツーリスト株式会社(法人番号6500002012532)(代表者 近藤政晴)
事業者の所在地	愛媛県西予市野村町野村12号671番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西予市野村町阿下5号937番地2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項、第29条の3
違反行為の概要	<p>令和5年10月18日、監査方針に基づき監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(運輸規則第21条第1項)</p> <p>(3)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)</p> <p>(4)輸送の安全にかかわる公表情報の報告をしていなかったこと(運輸規則第47条の7第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。